

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報をお知らせいたします。

令和3年4月1日現在

記

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 派遣労働者数 | 12人 |
| 2 派遣先の数 | 3事業所 |
| 3 労働者派遣に関する料金の平均額 | 24,729円
(一日(8時間あたり)の額) |
| 4 派遣労働者の賃金の平均額 | 18,054円
(一日(8時間あたり)の額) |
| 5 マージン率 | 27.0% |
| マージン部分には、会社が負担する社会保険料・労働保険料、福利厚生費、教育訓練費等が含まれます。 | |
| 6 派遣労働者の待遇決定方式 | 労使協定方式 |
| (1) 協定の対象労働者の範囲 | 全ての派遣労働者 |
| (2) 協定の有効期間の終期 | 令和4年3月31日 |
| 7 教育訓練に関する事項 | |
| 番組制作に係る新入社員研修、ディレクター研修、プロデューサー研修、マネジメント研修 | |